

令和2年山辺町農業委員会第12回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日(金) 13時30分～14時30分
2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室(1)
3. 出席委員(8人)

1番	岡崎 政志	2番	鈴木 正志
3番	齋藤 榮	5番	多田 秀逸
6番	渡邊 秀彦	7番	多田 美幸
8番	江口 順市		
4. 欠席委員(1人) 4番 佐藤 るみ子
5. 職務により総会に出席した町職員の職氏名  
農村整備係長 武田 忍
6. 職務により総会に出席した事務局職員の職氏名  
事務局長 佐藤 英敏 係長 佐藤 義朗 主事 木村 健太
7. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 議第35号 農用地利用集積計画に対する決定について
  - 議第36号 山辺農業振興地域整備計画の変更について
  - 報告(1) 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について
  - 報告(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
  - 報告(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について

8. 会議の概要

- |      |  |
|------|--|
| 会長   | ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第12回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。   |
| 事務局長 | はい。初めに4番佐藤るみ子委員より、欠席の連絡がありましたのでご報告いたします。本日、出席委員は、8名中7名でありますので、山辺町農業委員会会議規則第6条の会議の成立に関しましては、会議開催に必要な定数に達しており、会議が成立することをご報告申し上げます。<br>それでは、同規則第4条によりまして、議長は会長が務めることになっておりますので、江口会長より議事進行をお願いします。 |
| 議長   | それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。<br><br>(異議なしの声あり)   |

議長

それでは、5番多田秀逸委員と6番渡邊秀彦委員よろしくお願ひします。  
これより、議事に入ります。議第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料3ページからご説明いたします。  
【議第33号、20番から21番を議案書をもとに朗読】  
以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

議長

無いようなので決を採ります。  
議第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を可決しますのでよろしくお願ひします。  
次に、議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料5ページになります。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。  
【議第34号、8番から9番を議案書をもとに朗読】  
以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

議長

無いようなので決を採ります。  
議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願ひします。  
次に、議第35号に入る前に、多田秀逸委員の息子さんが借り人となっておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。関係議案終了後に着席いただきます。

(多田秀逸委員退席)

議長 議第35号「農用地利用集積計画に対する決定について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料8ページになります。農用地利用集積計画に対する決定について。  
【議第35号、81番から95番を議案書をもとに朗読】  
以上よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。

鈴木委員 93番について、現況は樹園地になっているが、配分後は畑で使うという事で果樹の抜根は済んでいるのでしょうか。

事務局 中間管理機構より借受人への配分後、町の補助金を使って抜根するという計画で進んでおります。

議長 他に何かございますか。無いようなので決を採ります。  
議第35号「農用地利用集積計画に対する決定について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくをお願いします。

(多田秀逸委員着席)

議長 次に、議第36号「山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局より説明をお願いします。

(武田係長着席)

事務局 はい。資料13ページにあります1件の農業振興地域整備計画変更ということで、こちらに対します意見を農業委員会に求められています。詳細につきましては、農村整備係の武田係長より説明していただきます。よろしくをお願いします。

武田係長 【議第36号、1番を議案書をもとに朗読】

以上よろしくご審議をお願いします。

議長 他に何かございますか。無いようなので決を採ります。

議第36号「山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成です。よってこの件について農業委員会の意見書を付してよろしくお願  
いします。

(武田係長退席)

議長 次に、報告事項に入ります。「農地法第3条の3第1項による届出書の受理につ  
いて」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の15ページになります。農地法第3条の3第1項による届出書の受  
理について。

**【報告(1)、32番から39番を議案書をもとに朗読】**

以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。

議長 無いようなので、次に「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書  
の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の17ページになります。農地法第5条第1項第7号の規定による農  
地転用届出書の受理について。

**【報告(2)、11番を議案書をもとに朗読】**

以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。

議長 無いようなので、次に「農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告  
について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の18ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知書  
の確認の報告について。

**【報告(3)、19番から21番を議案書をもとに朗読】**

以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。

何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第12回総会を閉会いた  
します。